

# 10月1日から使用料・手数料等が変わります！

## 消費税率の引き上げに伴い、各種の使用料・手数料等が変わります

10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。子ども・子育て支援の充実、医療・介護の充実、年金制度の充実など、全世代型社会保障制度の構築に向けた安定財源の確保が主な目的とされています。

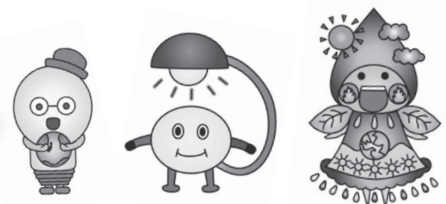
これに伴い、益田市においても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税法の対象となる使用料・手数料等が変わります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、変更後の使用料・手数料等は、原則として 10月1日以降に利用されるものについて適用されますのでご注意ください。

## 変更となる主な使用料・手数料等

消費税法の対象となる使用料・手数料等は、市民体育館、市民学習センター研修室、保健センター会議室等の使用料や、建築物の確認申請、計画の認定申請に係る審査手数料、市道の占用料、港湾・漁港の占用料・土砂採取料など、多岐にわたります。

ここでは、変更となる使用料・手数料等のうち、市指定のごみ袋や水道料金など、市民生活への影響が大きいものについてお知らせします。



クールチョイスキャラクター

### ◆一般廃棄物処理手数料・産業廃棄物処理手数料

区分	種別	取扱等	単位	10月1日以降金額(税込)	
一般廃棄物	し尿	収集運搬	10リットル	92円	
	燃やせるごみ	家庭ごみ	指定袋(大) 1袋(10枚入)	610円	
			指定袋(小) 1袋( // )	410円	
			指定袋(極小) 1袋( // )	310円	
	埋め立てるごみ	家庭ごみ	指定袋	1袋( // )	1,020円
			家庭ごみ	指定袋(大) 1袋( // )	510円
		家庭ごみ(直接搬入)	指定袋(小) 1袋( // )	310円	
			指定袋に入らないもの 10キログラム以内	61円	
	容器包装プラスチック	家庭ごみ	事業所ごみ(直接搬入)	100キログラム以内	1,320円
			指定袋(大) 1袋(10枚入)	200円	
産業廃棄物	埋め立てるごみ(固形)	指定袋(小) 1袋( // )	150円		
		事業者ごみ(直接搬入)	100キログラム以内	1,530円	

担当課：環境衛生課 ☎ 31-0232

## ◆水道料金（水道メーターの使用料を含む）・下水道使用料

水道料金・下水道使用料への新税率適用は、以下のようになります。

- ① 10月1日より以前から使用している場合で、11月末日までの検針により確定する料金（閉栓・休止に伴う精算料金を含む） → **旧税率（8%）を適用**
- ② 10月1日より以前から使用している場合で、12月以降の検針により確定する料金 → **新税率（10%）を適用**
- ③ 10月1日以降、新たに使用を開始した場合 → **新税率（10%）を適用**

《新税率による上・下水道料金の例》

○水道料金（例／用途：一般 使用水量：16<sup>m</sup> 口径：13mm 2カ月使用）

旧税率：2,289円 ⇒ **新税率：2,332円**

○下水道使用料（公共下水道・農業集落排水処理施設）（例／排出水量：20<sup>m</sup> 2カ月使用）

旧税率：4,320円 ⇒ **新税率：4,400円**

担当課：水道料金 …… 水道部業務課 ☎ 31-0422

下水道使用料 … 下水道課 ☎ 31-0323

## ◆その他変更となるもの

### 施設、設備等の使用料

- ・水防センター
- ・保健センター
- ・斎場待合室および霊安室
- ・企業立地支援工場
- ・益田運動公園・匹見中央公園
- ・久々茂コミュニティ広場ナイター施設
- ・市営駐車場・駐輪場（定期）
- ・市営住宅駐車場
- ・ふれあいホールみと
- ・みと自然の森（宿泊施設等）
- ・美都温泉（供給・入浴等）
- ・ひだまりパークみと
- ・匹見豪雪山村開発総合センター
- ・匹見体育館（中央・石谷・三葛）
- ・内田交流センター
- ・市民学習センター
- ・その他、行政財産の目的外使用

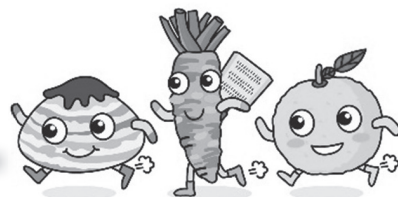
### 特定の事務に係る手数料

- ・租税特別措置法に基づく審査事務
- ・建築基準法に基づく審査事務
- ・長期優良住宅普及促進法に基づく審査事務
- ・都市低炭素化促進法に基づく審査事務
- ・建築物エネルギー消費性能向上法に基づく審査事務
- ・放置自転車の撤去・保管
- ・国民健康保険診療施設の診断書作成等
- ・休日応急診療所の診断書作成等

### 土地占用料・土砂採取料

- ・公共下水道・都市下水路・農業集落排水処理施設
- ・益田運動公園・匹見中央公園・その他の普通公園
- ・市道・農林道
- ・普通河川道路
- ・漁港・港湾・準用河川

端数調整により金額が変わらないものもあります。  
詳細については、市ホームページをご覧くださいか、  
各種の事務や施設の担当課に問い合わせください。



【問い合わせ先】 市政企画課 行革推進室 ☎ 31-0121